

テロ対策特措法の概要

目的

※国連安保理決議1368は9.11テロを国際の平和と安全に対する脅威と認め、また、同理事会決議1267、1269、1333等は国際的なテロリズムの行為を非難し、国連のすべての加盟国に対しその防止等のために適切な措置をとることを求めている。

基本原則

- (1) 武力による威嚇又は武力の行使を禁止
- (2) いわゆる非戦闘地域で活動
- (3) 外国での活動は、当該外国の同意がある場合に限る

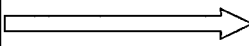
対応措置

協力支援活動	諸外国の軍隊等に対する物品及び役務の提供、便宜の供与その他の措置 ※自衛隊の行う物品・役務の提供の種類は、補給、輸送、修理及び整備等
捜索救助活動	戦闘行為によって遭難した戦闘参加者の捜索・救助を行う活動
被災民救援活動	テロ攻撃に関連した国連決議又は国連等の要請に基づき、被災民の救援のために実施する食糧・衣料・医薬品等の生活関連物資の輸送、医療その他の人道的精神に基づく活動

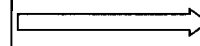
- (1) 自衛隊による措置は、防衛大臣が実施要項を定め、総理の承認を得て、措置の実施を命令
- (2) 法律・基本計画の要件を満たさなくなった場合等における活動の中断・一時休止等を規定
- (3) 武器・弾薬の提供、外国の領域における武器・弾薬の陸上輸送及び戦闘作戦行動の発進準備中の航空機への給油・整備は行わない。

基本計画

テロ対策特措法



基本計画



実施要項

- (1) 基本方針、活動の種類・内容、実施区域の範囲等を規定
- (2) 派遣部隊等の規模、構成、装備、派遣期間を規定

国会承認

対応措置を開始した日から20日以内に国会の承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合等には、その後最初に招集される国会において、速やかに、承認を求めなければならない。

期限

施行から6年を経過した日に失効。但し、別に法律で定めるところにより、2年以内の期間を定めて延長可能。

※ (施行:13年11月2日)

(参考) テロ対策特措法延長の経緯: 15年10月 2年間延長、17年10月 1年間延長、18年10月 1年間延長

「平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる
国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置
及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法」
と国連安保理決議との関係（同法第1条【目的】の図解）

平成十三年九月十一日にアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃が
国際連合安全保障理事会決議第1368号において国際の平和及び安全に対する脅威と認められた

ことを踏まえ、あわせて

同理事会決議第1267号

同理事会決議第1269号

同理事会決議第1333号

その他の同理事会決議

が

国際的なテロリズムの行為を非難し、
国際連合のすべての加盟国に対し
その防止等のために適切な措置をとることを求めている
ことにかんがみ

我が国が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与するため

次に掲げる事項を定め、もって

我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資する

ことを目的とする。

1 テロ攻撃によってもたらされている脅威の除去に努めることにより
国際連合憲章の目的の達成に寄与するアメリカ合衆国その他の外国の軍隊
その他これに類する組織の活動に対して我が国が実施する措置

その実施
の
手続

+

その他の
必要な
事項

2 国際連合の総会、安全保障理事会若しくは経済社会理事会が行う決議
又は国際連合、国際連合の総会によって設立された機関若しくは国際連合の専門機関
若しくは国際移住機関が行う要請に基づき、我が国が人道的精神に基づいて実施する措置

主要8力国(G8)の参加状況

	不朽の自由作戦 (OEF)	国際治安支援部隊 (ISAF)	地方復興チーム (PRT)	海上阻止活動 (OEF-MIO)
	陸上活動	陸上活動	陸上活動	海上活動
米	○	○	○	○
英	○	○	○	○
伊	×	○	○	※06年12月まで参加
独	×	○	○	○
加	○	○	○	※07年秋に再派遣予定
仏	○	○	○	○
日	×	×	×	○
露	×	×	×	×

国際治安支援部隊 (ISAF: International Security Assistance Force)

安保理決議1386で設置が承認された多国籍部隊

アフガニスタンの治安維持についてアフガニスタン政府を支援することを任務としている

地方復興チーム (PRT: Provincial Reconstruction Team)

カルザイ政権の地方への影響力拡大や国際援助活動の実施のための治安環境の改善などを目的として、アフガニスタンの地方において、治安維持に加え復興事業にも従事する数十人単位の部隊と文民の復興支援要員を1つのユニットとして派遣している。